

類似の審議会等組織について

平成24年11月22日

組織の類型について

憲法に基づくもの

- 日本国憲法90条
 - ・ 会計検査院

法律に基づくもの

- 内閣の所轄の下に設置されるもの
 - ・ 人事院
- いわゆる三条委員会
 - ・ 国家公安委員会、公正取引委員会、原子力規制委員会、運輸安全委員会、中央労働委員会 等
- いわゆる八条委員会
 - ・ 原子力委員会、証券取引等監視委員会、宇宙政策委員会、総合資源エネルギー調査会 等
- 重要政策に関する会議
 - ・ 総合科学技術会議、男女共同参画会議、中央防災会議 等
- 内閣に設置される会議
 - ・ 知財戦略本部、IT戦略本部、総合海洋政策本部 等

法令に基づかないもの

- 閣議決定に基づくもの
 - ・ 国家戦略会議、行政刷新会議、地域主権戦略会議 等
- その他
 - ・ エネルギー・環境会議、電力需給に関する検討会合、医療イノベーション会議 等

組織の種類・体制

形態	法的根拠	代表例 (所属府省)	設置根拠 (設立年)	委員等の体制			事務局等の体制
				人数	任期	任命	
憲法 関法	憲法 第90条	会計検査院 (独立組織)	会計検査院法 (1880年)	検査官3人 (定員)	7年	国会同意 (内閣任命)	事務総局 (1,273人)
設置され る会議 内閣に	国家公務員法 第3条	人事院 (内閣の 所轄の下に設置)	国家公務員法 (1948年)	人事官3人 (定員)	4年	国会同意 (内閣任命)	人事院 (651人)
3 委員会	国家行政組織法 第3条	原子力規制委員会 (環境省)	原子力規制 委員会設置法 (2012年)	委員長及び 委員4人(定員)	5年	国会同意 (総理大臣任命)	原子力規制庁 (473人)
8 委員会	内閣府設置法 第37条	原子力委員会 (内閣府)	原子力委員会 設置法 (1956年)	委員長及び 委員4人(定員)	3年	国会同意 (総理大臣任命)	内閣府 政策統括官付参事官付 (約20人)
	内閣府設置法 第37条	宇宙政策委員会 (内閣府)	内閣府設置 (2012年)	委員7人(定員)	2年	総理大臣任命	内閣府 政策統括官付 (約10人)
重要政策 に関する 会議	内閣府設置法 第18条	総合科学技術会議 (内閣府)	内閣府設置法 第26-36条 (2001年)	議長(総理大臣) 議員(閣僚・有識者) 14人以内(定員)	2年 (有識者)	国会同意 (総理大臣任命)	内閣府 政策統括官付 (約80人)
内閣に設置 される会議	知的財産基本法 第24条	知財戦略本部 (内閣官房)	知的財産基本法 (2003年)	本部長(総理大臣) 本部長(閣僚・有識者)有識者 は10人以内	2年 (有識者)	総理大臣 任命	内閣官房 知財推進戦略事務局 (約30人)
法令に 基づかない 組織	閣議決定	国家戦略会議 (内閣官房)	閣議決定 (2011年)	議長(総理大臣) 議員(閣僚・有識者) 計13人	-	議長(総理大臣) 指名	内閣官房 国家戦略室 (約40人)
	国家戦略会議決定	エネルギー・環境 会議(内閣官房)	国家戦略会議決定 (2011年)	議長(国家戦略担当大臣) 議員(関係閣僚)	-	-	内閣官房 国家戦略室 (約10人)

組織の主な機能・権限

形態	法的根拠	代表例 (所属府省)	主な権限・機能
機 憲 関 法	憲法 第90条	会計検査院 (独立組織)	- 国の収入支出の決算の検査(憲法第90条) - 故意又は重大な過失を犯した会計事務を処理する職員に対する懲戒の処分の要求(法第31条第1項) - 出納職員が現金を亡失した際の弁償責任の有無の検定(法第32条第1～2項) - 犯罪があると認められる国の会計事務を処理する職員の検察庁への通告(法第33条)
設置 内閣に される 会議	国家公務員法 第3条	人事院 (内閣 の所轄の下に 設置)	- 給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験及び任免(標準職務遂行能力及び採用昇任等基 本方針に関する事項を除く。)、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護 等に関する事務(法3条第2項) - 関係大臣その他の機関の長に対する人事行政の改善に関する勧告(法第22条第1項) - 国会及び内閣に対する法令の制定改廃に関する意見の申出(法第23条)
委員 3 条 会	国家行政 組織法 第3条	原子力規制 委員会 (環境省)	- 原子力利用における安全確保等に関する事項の企画・調査・調整(法第4条) - 関係行政機関の長に対する原子力利用における安全の確保に関する事項についての勧告及び当該勧告に基づいてとった措置についての報告徴収(法第4条2項) - 原子力事故の関係者からの報告徴収(法第23条第1項) - 原子力事業者への検査、質問、試料の収去、物件の提出(法第23条第2～5項) - 関係者以外の原子力事業所等への立ち入りの禁止(法第23条第6項) ※法23条に基づく要請を拒否等した者は、30万円以下の罰金に処される(法第30条)
委員 8 条 会	内閣府設置法 第37条	原子力委員会 (内閣府)	- 原子力利用に関する重要事項の企画、審議及び決定(法第2条) - 所掌事務について、内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長への勧告(法第24条) - 関係行政機関の長に対する報告、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力の要求(法第25条)
	内閣府設置法 第37条	宇宙政策 委員会 (内閣府)	- 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じた宇宙に関する重要事項の調査審議(法第38条第1～2項) - 内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対する、宇宙に関する重要事項についての勧告(法第38条第3項) - 関係行政機関の長に対する資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力の要求(令第7条)
会 議 重 要 策 関 する 政	内閣府設置法 第18条	総合科学技術 会議(内閣府)	- 科学技術に関する重要事項の調査審議、評価及び関係大臣に対する意見具申(法第26条第1項) - 関係行政機関の長等に対する資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力の要求(法第35条)
設置 内閣に される 会議	知的財産 基本法 第24条	知財戦略本部 (内閣官房)	- 推進計画の作成、並びにその実施の推進(法25条第1項) - 知財に関する重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整(法25条第2項) - 関係行政機関の長等に対する資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力の要求(法第30条)
基 づ か な い 組 織	閣議決定	国家戦略会議 (内閣官房)	重要基本方針の取りまとめ等を行うとともに、国の未来への新たな展望を提示するため、新時代の中長期的な国家ビジョンの構想を行う。(国家戦略会議の開催について(閣議決定))
	国家戦略会議 決定	エネルギー・環境 会議(内閣官房)	エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略及び2013 年以降の地球温暖化対策の国内対策を政府一丸となって策定する。(国家戦略会議決定)

(参考) 3条委員会と8条委員会について

別表第一（第三条関係）

国家行政組織法(抄)

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

内閣府設置法(抄)

(設置)

第三十七条 本府に、宇宙政策委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁(以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。)の設置及び廃止は、法律で定める。

(審議会等)

第五十四条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	
農林水産省		林野庁
		水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁
		特許庁
		中小企業庁
国土交通省	運輸安全委員会	観光庁
		気象庁
		海上保安庁
環境省	原子力規制委員会	
防衛省		

表（第三十七条関係）

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
食品安全委員会	食品安全基本法
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)
公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律
障害者政策委員会	障害者基本法
原子力委員会	原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)及び原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)
原子力安全委員会	
地方制度調査会	地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第百三十号)
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法(昭和三十六年法律第百十九号)
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
統計委員会	統計法(平成十九年法律第五十三号)
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会設置法
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)
再就職等監視委員会	国家公務員法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

(参考) 参照条文【会計検査院】

日本国憲法（抄）

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

会計検査院法（抄）

第三十一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。

2 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第二十六条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。

第三十二条 会計検査院は、出納職員が現金を亡失したときは、善良な管理者の注意を怠つたため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

2 会計検査院は、物品管理職員が物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

3 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、本属長官その他出納職員又は物品管理職員を監督する責任のある者は、前二項の検定に従つて弁償を命じなければならない。

4 第一項又は第二項の弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

5 会計検査院は、第一項又は第二項の規定により出納職員又は物品管理職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは五年間を限り再検定をすることができる。前二項の規定はこの場合に、これを準用する。

第三十三条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときは、その事件を検察庁に通告しなければならない。

(参考) 参照条文【人事院】

国家公務員法(抄)

(人事院)

第三条 内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣に報告しなければならない。

2 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験及び任免(標準職務遂行能力及び採用昇任等 基本方針に関する事項を除く。)、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

3 法律により、人事院が処置する権限を与えられている部門においては、人事院の決定及び処分は、人事院によつてのみ審査される。

4 前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(人事行政改善の勧告)

第二十二条 人事院は、人事行政の改善に関し、関係大臣その他の機関の長に勧告することができる。

2 前項の場合においては、人事院は、その旨を内閣に報告しなければならない。

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第二十三条 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に関し意見があるときは、その意見を国会及び内閣に同時に申し出なければならない。

(参考) 参照条文【原子力規制委員会】

原子力規制委員会設置法(抄)

(所掌事務)

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 原子力利用における安全の確保に関すること。
 - 二 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
 - 三 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
 - 四 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。
 - 五 放射線による障害の防止に関すること。
 - 六 放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
 - 七 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。
 - 八 原子力利用における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教育及び研究に係るものを除く。)に関すること。
 - 九 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - 十 原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に起因する事故(以下「原子力事故」という。)の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。
 - 十一 所掌事務に係る国際協力に関すること。
 - 十二 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、原子力規制委員会に属させられた事務
- 2 原子力規制委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第二十三条 原子力規制委員会は、第四条第一項第十号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。一 原子力事業者、原子力事故により発生した被害の拡大の防止のための措置を講じた者その他の原子力事故の関係者(以下単に「関係者」という。)から報告を徴すること。

二 原子力事業所その他の原子力事故の現場、原子力事業者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、帳簿、書類その他の原子力事故に係りのある物件(以下「関係物件」という。)を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去すること。

三 関係者に出頭を求めて質問すること。

四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六 原子力事業所その他の原子力事故の現場に、公務により立ち入る者及び原子力規制委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

2 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は原子力規制庁の職員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。

3 前項の規定により第一項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項第一号又は第二項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

二 第二十三条第一項第二号若しくは第二項の規定による検査若しくは試料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

三 第二十三条第一項第三号又は第二項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第二十三条第一項第四号又は第二項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第二十三条第一項第五号又は第二項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

(参考) 参照条文【原子力委員会】

原子力委員会設置法(抄)

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)について企画し、審議し、及び決定する。一 原子力利用に関する政策に関すること。

二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。

三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。

四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

五 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。

六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教授及び研究に係るものを除く。)に関すること。

七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること。

(勧告)

第二十四条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

(報告等)

第二十五条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(参考) 参照条文【宇宙政策委員会】

内閣府設置法(抄)

(設置)

第三十七条 本府に、宇宙政策委員会を置く。

(宇宙政策委員会)

第三十八条 宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項

ロ 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

2 宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 宇宙政策委員会は、第一項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

宇宙政策委員会令(抄)

第七条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(参考) 参照条文【総合科学技術会議】

内閣府設置法(抄)

第十八条 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関(以下「重要政策に関する会議」という。)として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議
総合科学技術会議

(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
 - 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
 - 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
 - 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。
- 2** 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。
- 3** 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。
- 4** 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

(資料提出の要求等)

第三十五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

知的財産基本法(抄)

(設置)

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(参考) 国家戦略会議の開催について (平成23年10月21日閣議決定)

1. 税財政の骨格や経済運営の基本方針等の国家の内外にわたる重要な政策を統括する司令塔並びに政策推進の原動力として、総理のリーダーシップの下、産官学の英知を結集し、重要基本方針の取りまとめ等を行うとともに、国の未来への新たな展望を提示するため、新時代の中長期的な国家ビジョンの構想を行う国家戦略会議(以下「会議」という。)を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣官房長官、国家戦略担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
構成員総務大臣	外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣並びに内閣総理大臣が指名する者、 関係機関の長及び有識者

3. 会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、議長が指名する。
4. 会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
5. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考) エネルギー・環境会議の開催について (平成23年10月28日国家戦略会議決定)

1. 「国家戦略会議の開催について」(平成23年10月21日閣議決定)に基づき、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略及び2013年以降の地球温暖化対策の国内対策を政府一丸となって策定するため、エネルギー・環境会議(以下「会議」という。)を開催する。

2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

議長 国家戦略担当大臣

副議長 経済産業大臣、環境大臣兼原発事故の収束及び再発防止担当大臣

構成員 外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、議長の指名する内閣官房副長官

事務局長 内閣府副大臣(国家戦略担当)

3. 会議の庶務は、経済産業省及び環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。